破産手続終結

平成２７年（フ）第１５６号
千葉県山武市松ヶ谷ロ2778番地11　高田方
破産者　石川　英樹
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５５０号
名古屋市北区中切町６丁目21番地
破産者　有限会社早川金属工業所
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７３４号
神戸市長田区菅原通７－41－１　ゴールドウッズコウベシューズタウンセンタービル１階、登記簿上の本店所在地神戸市須磨区行幸町２丁目４番５号
破産者　株式会社エス・ジー・エス
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２３号
徳島県徳島市伊月町４丁目12番地
破産者　株式会社スペィスボックス
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３号
青森市港町３丁目７番25号
破産者　有限会社なかよしショップ
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９５５号
東京都八王子市西寺方町434番地６
破産者　橋本　昭一
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１４０２号
名古屋市中区上前津２丁目５番25号　ナゴヤセンタータワー1302号
破産者　石川　芳男
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７３５号
神戸市須磨区行幸町１丁目４番20－702号、開始決定時の住所神戸市須磨区行幸町２丁目４番５号
破産者　金永　　誠
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１３４号
北九州市門司区大久保２丁目９番５号（B202）
破産者　橋本　祐樹
1　破産債権の届出期間　平成28年９月７日まで
2　一般調査期日　平成28年10月５日午後１時30分
平成28年８月３日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３８０号
兵庫県三田市西相野561番地４
破産者　佳山　浩明
1　破産債権の届出期間　平成28年９月８日まで
2　一般調査期日　平成28年９月29日午後１時30分
平成28年８月４日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９２３号
大阪府吹田市上山手町６番９号、開始決定時大阪府吹田市藤が丘町16番６号
破産者　小川　泰郎
1　破産債権の届出期間　平成28年９月27日まで
2　一般調査期日　平成28年10月27日午後２時30分
平成28年８月４日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可決定

平成２８年（ラ）第２１８号（原審大分地方裁判所平成２７年（フ）第１９号）
大分市大字白木908番地（破産開始決定時の住所　大分市大字佐賀関1580番地）
抗告人（破産者）　大本美佐子
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　原決定を取り消す。
抗告人（破産者）に対して、免責を許可する。
福岡高等裁判所第２民事部

免責審尋期日

平成２８年（フ）第３５８８号
岐阜県岐阜市西荘１丁目８－１－1002、申立て時の住所東京都港区港南２丁目16－８－1506
破産者　大坪　典子
審尋期日　平成28年11月１日午前11時
平成28年８月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４３２号
東京都目黒区中目黒１丁目４－17－602　マートルコート第２中目黒
破産者　恵あゆみ・恵かおり・辻本愛こと　大江　めぐ
審尋期日　平成28年12月13日午前11時
平成28年８月３日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第２０４６号
東京都千代田区内神田２丁目４番４号
清算株式会社　株式会社イー・デバイス
代表清算人　金　　科鎰
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２号
静岡県島田市稲荷１丁目１番28号
清算株式会社　セダー株式会社
代表清算人　杉山　和久
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち平成26年12月29日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　定義
一般債権とは、協定債権のうち、平成26年12月29日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
本協定認可決定確定後１ヶ月以内に、第１の１による免除を受けた後の一般債権の債権額の15％に当たる金額を支払い、その余の債権全額の免除を受ける。
以上
静岡地方裁判所民事第２部